

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年8月10日	
【会社名】	SMN株式会社	
【英訳名】	SMN Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井宮 大輔	
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号	
【電話番号】	03 - 5435 - 7930	
【事務連絡者氏名】	執行役員 鈴木 勝也	
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号	
【電話番号】	03 - 5435 - 7930	
【事務連絡者氏名】	執行役員 鈴木 勝也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	412,525,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	725,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社の新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）に係る募集については、2022年8月10日付の取締役会の決議に代わる書面決議により、その発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しています。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	725,000株	412,525,000	206,262,500
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	725,000株	412,525,000	206,262,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は206,262,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
569	284.5	100株	2022年8月26日	-	2022年8月26日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

4. 払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
SMN株式会社経営管理部	東京都品川区大崎二丁目11番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
412,525,000	15,000,000	397,525,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用及び登記関連費用等となります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資の差引手取概算額の具体的な使途については、次のとおり割当予定先である株式会社読売新聞東京本社（以下「読売新聞東京本社」といいます。）との業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の推進のための支出に充当する予定です。なお、以下の資金使途に充当するまでの間の当該資金は、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
人的リソースの拡充	220	2022年10月～2025年3月
プロダクトの開発	150	2022年10月～2026年3月
本業務提携推進に伴う運転資金（システム運用費用等）	27	2022年10月～2026年3月
合計	397	-

人的リソースの拡充

本業務提携においては、読売新聞東京本社が主導するYOMIURI X-SOLUTIONSの発展に向けて、当社が事業開発及び独自商品の開発等を支援することで合意しております。このため、事業全体のコーディネーションを行う事業プロデューサ、デジタル広告の独自プロダクトを統括するプロダクトマネージャ及び営業活動を支援する担当者の拡充を計画しております。これら人的リソースの拡充に伴い、採用教育費及び人件費として220百万円の支出を見込んでおります。

プロダクトの開発

本業務提携においては、読売新聞東京本社が持つ独自のデータベースyomiuri ONE及び当社が保有するテレビ視聴データTVBridgeを中心に、データを活用した効果的なデジタルマーケティングプロダクトYxS Ad Platformの提供を開始しております。サードパーティークッキーの利用が難しくなるにしたがって、独自データを活用したデジタルマーケティングプロダクトのニーズはさらに高まると予測しております。読売新聞東京本社と当社は高まるニーズに対応するため、他社とのアライアンスを含めた独自データのさらなる拡充及び当該データを活用したプロダクトの企画・開発を計画しております。これに伴って人件費及び業務委託費等の関連費用として150百万円の支出を見込んでおります。

本業務提携推進に伴う運転資金（システム運用費用等）

本業務提携を通じてプロダクトが拡充されることに伴い、クラウド費等のシステム運用費用が増加することが見込まれます。このため、クラウド費等のシステム運用費用として27百万円の支出を見込んでおります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社読売新聞東京本社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町1丁目7番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 山口 寿一
	資本金	10億円
	事業の内容	日刊新聞発行業
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社読売新聞グループ本社 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	当社は割当予定先に対し、デジタルマーケティングプロダクトの提供、開発、運営、アドバイザー等を行っております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日(2022年8月10日)現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、ソニーグループで培った技術力をベースに、マーケティングテクノロジー事業を展開しております。「技術力による、顧客のマーケティング課題の解決」を実現するため、ビッグデータ処理と人工知能のテクノロジーを連携し進化を続け、現在、DSP「Logicad」、マーケティングAIプラットフォーム「VALIS-Cockpit」のほか、テレビ視聴データ広告配信サービス「TVBridge」を新たに提供するなど、マーケティングに関する様々な課題解決を実現しております。

当社は、2022年4月27日付で、読売新聞グループの保有する新聞読者をベースとした390万IDのデータ基盤「yomiuri ONE」(1)と、当社の保有するインターネット接続テレビ約780万台の視聴データ「Connected TV Data Bridge (TVBridge)」(2)を連携させ、新聞とテレビの接触データを掛け合わせたデータマーケティングを初めて実現することで、広告にとどまらず、広告主や企業にとって最適なソリューションを提供するとともに、生活者にとって心地よいコミュニケーション社会の実現を目指すため、読売新聞東京本社とデジタルを軸とした広告ビジネスで協業(本業務提携)していくことで合意しており、さらに、今後の協業体制をより一層強固にし、ビジネスを促進させるため、読売新聞東京本社が第三者割当増資により当社普通株式の5%程度を取得(資本提携)することにに向けた基本合意書を締結しております。

なお、同日、読売新聞東京本社はデジタルを軸とした広告ビジネスの新事業「YOMIURI X-SOLUTIONS」を立ち上げており、読売新聞東京本社が主導するYOMIURI X-SOLUTIONSの発展に向けて、当社は事業開発及び独自商品の開発等を支援することで合意しております。

本業務提携に加えて資本関係をも構築することにより両社の関係強化を図り、デジタルを軸とした広告ビジネスにおける協業を一層促進させることは、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

本業務提携の内容

新聞読者をベースとしたデータ(yomiuri ONE)とテレビ視聴データ(TVBridge)を連携させ、当社のLogicad DSP(3)を基に、新たに開発する「YxS Ad Platform」での広告配信に活用

新聞広告の最適な使い方やテレビCMの最適な放映時間帯などを割り出して、デジタル広告では届きにくいターゲットの周辺層にリーチするとともに、デジタル広告をセグメント配信することでコアターゲット層には的確に届け、複数メディアを横断しつつその相乗効果を高め、統合型マーケティング(4)を実現

広告主の持つ顧客データや店舗購買データと連携させることによるマーケティング効率の向上のほか、データをもとにした戦略立案など、広告の領域を超えたソリューション施策の提案を実現

人工知能VALIS-Engineによる分析や広告主の保有するデータ、外部データなどを組み合わせることで、広告への接触履歴や直接・間接効果の可視化を行い、オンライン広告とオフライン広告を横断して評価できる新たな広告効果指標の開発

読売新聞東京本社が主導するデジタルを軸とした広告ビジネスYOMIURI X-SOLUTIONSの発展に向けて、当社は事業開発及び独自商品の開発等を支援することで合意しております。

なお、データの連携は個人情報には紐づかない形で行い、プライバシー保護には十分配慮します。

1 yomiuri ONE

読売新聞東京本社が運営する「読売ID(会員数290万人)」をはじめ、読売巨人軍、読売旅行の会員IDを含めた計390万IDの属性に加えて、読売新聞グループ会社の運営するサイトの閲覧属性や、第三者情報の推定属性データを蓄積したCDP(5)。

・読売IDについて：<https://my.yomiuri.co.jp/>

・yomiuri ONE について：<https://adv.yomiuri.co.jp/digital/files/yomiuriONE.pdf>

2 TVBridge

大手テレビメーカー4社が、ユーザーから広告用途への利用許諾を得て取得している約780万台分のテレビ視聴データに、当社が保有するデジタルメディアの接触データを組み合わせて、効率的な広告配信を実現するデータ活用サービス。

・TVBridgeサービスサイト：<https://tv-bridge.com/>

3 DSP(Demand Side Platform)

広告主の広告効果の最大化を支援する広告配信プラットフォーム。広告媒体社の広告収益を最大化するためのプラットフォームSSP(Supply Side Platform)とともに、RTB(Real Time Bidding)を通じて、広告枠の売買をリアルタイムに行っています。

4 統合型マーケティング(IMC=Integrated Marketing Communication)

統合型マーケティングコミュニケーションのことで、ウェブサイト、ソーシャルメディア、広告、実店舗など生活者につながるチャンネルを統合的に管理しマーケティングに活用するもの。YxSでは「360°IMC」というコンセプトを掲げ、オンライン・オフライン・宣伝・販促の全方位のマーケティングコミュニケーションを実現します。

5 CDP(Customer Data Platform)

顧客データを活用するデータ基盤で、オンライン・オフラインのデータを蓄積しています。当社は、ソニーグループで培った技術力をベースに、マーケティングテクノロジー事業を展開しております。「技術力による、顧客のマーケティング課題の解決」を実現するため、ビッグデータ処理と人工知能のテクノロジーを連携し進化を続け、現在、DSP「Logicad」、マーケティングAIプラットフォーム「VALIS-Cockpit」のほか、テレビ視聴データ広告配信サービス「TVBridge」を新たに提供するなど、マーケティングに関する様々な課題解決を実現しております。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 725,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である読売新聞東京本社から、本第三者割当増資による当社普通株式の取得は長期戦略的視点に立った保有方針によるものであり、短期的売買目的ではない旨を確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、払込期日までに確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である読売新聞東京本社から、本第三者割当増資に係る払込資金は自己資金で対応する旨の説明を受けております。また、割当予定先において本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを、割当予定先から2022年3月期の監査済計算書類を入手し、確認しております。以上のことから、割当予定先による本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である読売新聞東京本社、その役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係のないことについて、割当予定先からヒアリングを行うとともに、過去の新聞記事及びインターネット等のメディア掲載情報を検索して調査する方法により確認しており、その旨の確認書を東証に提出しています。割当予定先、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、及び割当予定先、その役員又は主要株主が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価額につきましては、割当予定先と協議の上、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2022年8月9日。以下「基準日」といいます。）の東証における当社普通株式の終値である569円といたしました。

当該価額は、東証における当社普通株式の基準日以前1か月間（2022年7月10日から2022年8月9日まで）の終値平均である578円（円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同じです。）に対して1.56%のディスカウント、基準日以前3か月間（2022年5月10日から2022年8月9日まで）の終値平均である590円に対して3.56%のディスカウント、基準日以前6か月間（2022年2月10日から2022年8月9日まで）の終値平均である595円に対して4.37%のディスカウントとなります。

当該価額の決定に際しては、当社株式の直近の出来高や市場価格及びそれらの形成過程の分析、払込期日までの相場変動の可能性、本第三者割当増資の必要性、既存株主への影響度などを総合的に勘案し、割当予定先と協議の上、直近の市場価格に基づくものが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の払込金額は原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているところ、基準日の終値と同額である本第三者割当増資の発行価額は当該指針に準拠するものであり、当社の実態を適切に表し客観性が高く合理的といえ、特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

また、当社監査等委員会（3名で構成、うち社外取締役3名）からは、本第三者割当増資の発行価額は当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

b．発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる株式数は725,000株（議決権数7,250個）であり、本第三者割当増資前の2022年3月31日現在における当社の発行済株式（自己株式を含む。）の総数13,386,721株に対する比率は5.41%、議決権総数132,323個に対する比率は5.47%に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、本第三者割当増資は、割当予定先と業務及び資本面での包括的な提携関係を構築し、当社の継続的な企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ソニーネットワークコミュニ ケーションズ株式会社	東京都品川区東品川4丁目12- 3	7,861,200	59.41	7,861,200	56.32
株式会社読売新聞東京本社	東京都千代田区大手町1丁目7 番1号	-	-	725,000	5.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	608,000	4.59	608,000	4.36
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	452,300	3.42	452,300	3.24
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12 号	436,200	3.30	436,200	3.13
吉川直樹	東京都港区	307,100	2.32	307,100	2.20
吉田悟	静岡県静岡市葵区	270,000	2.04	270,000	1.93
中尾嘉孝	神奈川県横浜市戸塚区	257,200	1.94	257,200	1.84
宮口文秀	神奈川県横浜市中区	246,800	1.87	246,800	1.77
JPMBL RE CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH COLL EQUITY	PARADEPLATZ 8, ZURICH, SWITZERLAND, CH-8070	144,620	1.09	144,620	1.04
計	-	10,583,420	79.98	11,308,420	81.02

(注) 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2022年3月31日現在の総議決権に本第三者割当増資により増加する議決権数を加えた数で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期、提出日2022年6月23日）及び四半期報告書（第26期第1四半期、提出日2022年8月3日）（以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年8月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年8月10日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期、提出日2022年6月23日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年8月10日）までの間において、以下のとおり資本金が増加しております。

発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
16,806	13,943,527	4,999	1,053,522	4,999	1,339,507

（注） 特定譲渡制限付株式の発行による増加であります。

第3 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期、提出日2022年6月23日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年8月10日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2022年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2022年6月22日開催の当社第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、井宮大輔、中川典宜、田村正の3名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として本間俊之、吉村正直、相内泰和の3名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	105,448	567	-	(注)1	可決 96.99
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 井宮 大輔	93,250	12,765	-	(注)2	可決 85.77
中川 典宜	104,252	1,763	-		可決 95.89
田村 正	104,285	1,730	-		可決 95.92
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 本間 俊之	104,299	1,716	-	(注)2	可決 95.94
吉村 正直	90,939	15,076	-		可決 83.65
相内 泰和	91,472	14,543	-		可決 84.14

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第1四半期)	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	2022年8月3日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月23日

S M N株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宍 戸 賢 市
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS M N株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M N株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ルビー・グループ株式会社の取得取引に関連して識別された無形資産の測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の【注記事項】（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は、2021年3月25日に行われたルビー・グループ株式会社との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に確定させた。取得原価の配分額を見直した結果、無形固定資産その他（顧客関連資産）に637,000千円、繰延税金負債に195,049千円に配分されたこと及びその他の調整の結果、暫定的に算定されたのれんの金額1,253,584千円は、407,684千円減少し、845,900千円となっている。</p> <p>株式取得に係る取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち識別可能なものの企業結合時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して企業結合日以後1年以内に配分する必要がある。特に、無形資産については観察可能な市場価格がなく、経営者が合理的に算定した価額に基づくため、経営者の見積り及び判断に大きく影響を受ける。</p> <p>会社が、顧客関連資産の企業結合日の時価を算定するにあたって用いた評価手法として、整合性のある多くのインプット・データに基づく複雑性のあるモデルが用いられており、主要な仮定については見積りの不確実性の程度が高く、経営者の主観的な判断を伴う。加えて、当該企業結合取引により識別された顧客関連資産の重要性が高いことから、当監査法人は、ルビー・グループ株式会社の取得取引に関連して識別された顧客関連資産の測定について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ルビー・グループ株式会社の取得取引に関連して識別された無形資産の測定の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の概要や目的の理解を行うため、経営者に質問するとともに、取締役会議事録や主要な契約書等、関連資料の閲覧を行った。 ルビー・グループ株式会社の取得取引に関連して行われた識別可能資産・負債への取得原価の配分に関連する会社の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ルビー・グループ株式会社の取得取引に関連して行われた識別可能資産・負債の企業結合日における時価評価に係るモデルが目的に照らして適切であるかどうか、利用された仮定が合理的であるか、及び利用された基礎データの信頼性を検討した。これらの検討にあたっては、評価の専門家を利用している。なお、実施した具体的な手続は以下を含む。 顧客関連資産の見積りにあたって用いられている評価手法が合理的に決定されているかを確かめた。 ルビー・グループ株式会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローについて、過去の実績に照らして実現可能なものであることを検証し、見積りの妥当性を確かめた。 用いられているその他の主要な仮定が過去の実績や市場環境等を踏まえ合理的に決定されていることを確かめた。
企業結合により計上されたのれんの減損兆候の判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>過年度に実施された企業結合の結果、会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表においてのれん971,505千円（連結総資産の11.7%）を計上している。</p> <p>連結財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、対象事業の収益性が低下し、減損の必要性を認識した場合には、減損処理を行う可能性がある。</p> <p>のれんの残高は金額的重要性が高く、仮に減損損失が計上されると連結財務諸表全体に与える影響が大きくなる可能性がある。また、のれんの減損の兆候の把握や減損の判定においては、経営者の主観的な判断が必要となり、不確実性を伴う。そのため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、かかるのれんの評価の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> のれんの評価に関連する内部統制の整備・運用状況の評価した。 会社が作成したのれんの減損の兆候の把握に関する検討資料を閲覧し、その根拠となる関連資料との突合を行った。 取得時に見込んだ事業計画及び当連結会計年度の事業計画について実績値との比較を行い、経営環境の著しい悪化がないかを確かめた。 減損の兆候の把握に用いられた翌連結会計年度以降の事業計画が、取締役会によって承認されていることを確かめた。 将来の事業計画に内在する不確実性について経営者と協議を行うとともに、取締役会等の会議体の議事録や関連資料を閲覧することにより、直近の事業戦略を理解し、事業計画との整合性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、S M N株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、S M N株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

S M N株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 賢 市
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS M N株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M N株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において関係会社株式として子会社株式を2,419,789千円（総資産の36.6%）計上している。</p> <p>財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、子会社株式の減損は、実質価額及び事業計画その実績との比較、経営環境の状況など、会社グループが利用可能な情報に基づいて、子会社株式の減損の判定をしており、会社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌事業年度において、子会社株式について減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における財務諸表に影響を与える可能性がある。</p> <p>当該株式の残高は金額の重要性が高く、仮に実質価額の著しい下落に減損損失が計上されると財務諸表全体に与える影響が大きくなる可能性がある。また、超過収益力等を反映した価格で取得した株式における実質価額の見積りや、実質価額が著しく下落した場合に行う回復可能性の検討は、経営者の主観的な判断が必要となり、不確実性を伴う。そのため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、かかる株式の評価の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子会社株式の評価に関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。 会社が作成した実質価額の算定に関する検討資料を閲覧し、その根拠となる関連資料との照合を行うとともに、事業計画が用いられている場合には当該事業計画が取締役会によって承認されていることを確かめた。 取得時に見込んだ事業計画及び当連結会計年度の事業計画について実績値との比較を行い、経営環境の著しい悪化がないかを確かめた。 将来の事業計画に内在する不確実性について経営者と協議を行うとともに、取締役会等の会議体の議事録や関連資料を閲覧することにより、直近の事業戦略を理解し、事業計画との整合性を検証した。 実質価額の著しい下落が生じた子会社株式について、回復可能性に関する経営者の判断の妥当性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月3日

S M N株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 穴戸賢市
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているS M N株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、S M N株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四

半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。